

契 第 3 1 2 7 号

平成 2 3 年 3 月 2 4 日

入札参加資格登録業者各位

会津若松市長 菅 家 一 郎

(公印省略)

(測量及び設計業務の入札制度の一部改正について(通知))

時下 ますますご清栄のことと存じます。

本市の公共事業の推進にあたりましては、日頃よりご支援、ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

3月11日に発生しました東北地方太平洋沖地震は、東日本の広い地域において深刻な被害をもたらし、現在もなお余震が続いております。

地震による国内の生産、流通面等における機能の低下は、皆様方の事業活動におかれましても、燃料及び資材の調達など様々な面において影響が生じており、一刻も早い事態の収束が待たれるところです。

さて、本市におきましては、この度、下記のとおり測量及び設計業務の入札における最低制限価格の設定水準を改めましたのでお知らせします。

記

1 最低制限価格の設定水準

〔改正前〕

最低制限価格の算定方法は非公表

※予定価格の概ね 60 パーセント付近に設定

〔改正後〕

最低制限価格の算定方法は非公表

※国の低入札価格調査の調査基準価格の算定方式を基本に設定

〔適用時期〕

平成 23 年 4 月 1 日以後の新たな入札公告及び指名競争入札による入札から適用します。

2 その他の改正事項

- ① 各種契約約款の改正
- ② 指名停止の名称の変更等
- ③ 契約保証金の端数処理の取り扱いの変更

※改正内容の詳細については、市ホームページをご覧ください。

なお、市ホームページに掲載した内容と同じ内容の冊子をご用意しておりますので、必要な方は、契約検査課までお越し願います。

また、ご不明な点については、契約検査課までお問い合わせ願います。

事務担当

契約検査課入札契約グループ

電話 0242-39-1217 ファックス 0242-39-1413

（測量及び設計業務の）入札制度の一部改正について

1 最低制限価格の設定水準の改正について

本市の入札契約において、引き続き不当な低価格落札の防止及び地元業者の育成等を図るため、最低制限価格の設定水準を改めます。

〔改正前〕

最低制限価格の算定方法は非公表

※予定価格の概ね 60 パーセント付近に設定

〔改正後〕

最低制限価格の算定方法は非公表

※国の低入札価格調査の調査基準価格の算定方式を基本に設定

〔適用時期〕

平成 23 年 4 月 1 日以後の新たな入札公告及び指名競争入札による入札から適用します。

（参考）

国の（測量業務及び設計業務の）低入札価格調査の調査基準価格率の算定方式

《測量業務》

調査基準価格率（X）＝（直接測量費額＋測量調査費額＋諸経費額×40％）

×1.05÷予定価格

※ 0.600 ≤ 調査基準価格率（X） ≤ 0.800

《土木設計業務》

調査基準価格率（Y）＝（直接人件費額＋直接経費額＋技術経費額×60％

＋諸経費額×60％）×1.05÷予定価格

※ 0.600 ≤ 調査基準価格率（Y） ≤ 0.800

《建築設計業務》

調査基準価格率（Z）＝（直接人件費額＋特別経費額

＋技術料等経費額×60％＋諸経費額×60％）

×1.05÷予定価格

※ 0.600 ≤ 調査基準価格率（Z） ≤ 0.800

2 契約約款の一部改正について(案)

会津若松市測量業務委託契約約款、同土木設計業務委託契約約款及び同建築設計業務委託契約約款等の内容を次のとおり一部改正します。

〔各契約約款の改正の内容〕

① 契約における相手方及び当方の表記の変更

「甲・乙」の略称表記を廃止し、「甲」を「発注者」、「乙」を「受注者」と表記します。

② 委託期間の延長に伴う増加費用に係る発注者負担の明確化

委託期間の延長に伴う増加費用の負担について、発注者に帰責事由がある場合には発注者が費用を負担する旨の規定を設けます。

③ 受注者の役員等が暴力団員である場合等の契約解除

受注者の役員等が暴力団員である場合等、発注者が契約を解除できる旨の規定を設けます。

〔適用時期〕

①から③については、平成 23 年 4 月 1 日以後の新たな入札公告及び指名競争入札による入札から適用します。

※改正後の会津若松市測量業務委託契約約款、同土木設計業務委託契約約款及び同建築設計業務委託契約約款等については、本年 4 月 1 日以降、市ホームページに掲載する予定です。

3 指名停止の名称変更等について

本市の公共業務等の入札については、現在、指名競争入札のほか制限付一般競争入札を行っていることから、「会津若松市工事指名競争入札参加者指名停止基準」における「指名停止」の表現を「入札参加停止」に改めます。

また、取り扱いを明確化するため、現在、工事と物品等に分かれている指名停止基準を「会津若松市工事等入札参加停止措置基準」に統合します。

〔適用時期〕

改正後の基準は、平成 23 年 4 月 1 日から施行します。

4 契約保証金の端数処理の取り扱い変更について

本市の契約保証金については、契約代金の額の 100 分の 10 以上としています。

契約保証金の算定における端数処理の取り扱いについて、本年 4 月 1 日以後に締結する契約から次のとおり改めます。

〔改正前〕

契約保証金の算定において 1 円未満の端数が生じた場合には当該端数を切り上げる。

【計算例】

$$\begin{array}{lcl} \text{契約代金の額} & 3,159,999 \text{ 円} & \\ \text{契約保証金} & 3,159,999 \text{ 円} \times 10/100 = 315,999.\underline{9} \text{ 円} & \\ & \Rightarrow \text{端数切り上げ} & 316,000 \text{ 円} \end{array}$$

〔改正後〕

契約保証金の算定において 1 円未満の端数が生じた場合には当該端数を切り捨てる。

【計算例】

$$\begin{array}{lcl} \text{契約代金の額} & 3,159,999 \text{ 円} & \\ \text{契約保証金} & 3,159,999 \text{ 円} \times 10/100 = 315,999.\underline{9} \text{ 円} & \\ & \Rightarrow \text{端数切り捨て} & 315,999 \text{ 円} \end{array}$$